

形成外科領域専門医における専門医活動休止について

2016年4月

一般社団法人 日本形成外科学会

専門医生涯教育委員会

委員長 上田 晃一

一般社団法人 日本専門医機構

形成外科領域専門医委員会

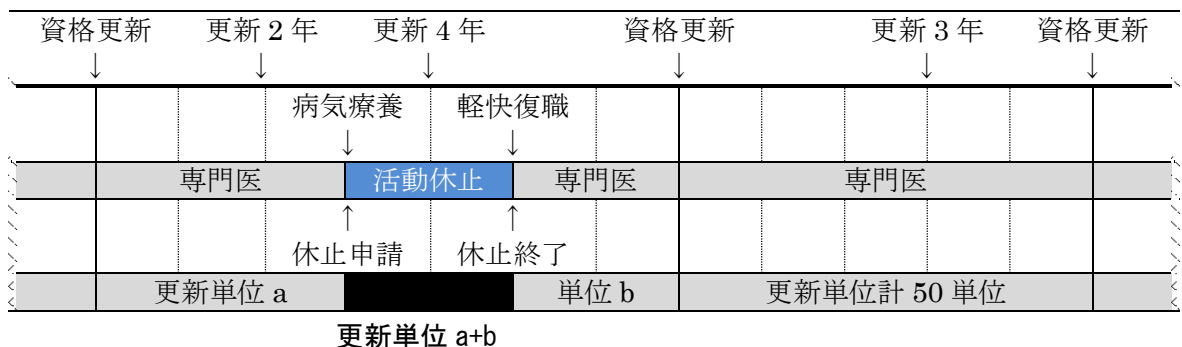
代表 朝戸 裕貴

2015年度より、日本専門医機構による専門医更新審査・登録が開始され、昨年2015年度313名の方が日本専門医機構の認定する「形成外科領域専門医」となりました。

今後、「機構専門医」になった方が、特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応として、各専門医が事情に応じて以下の2つ（I-1又はI-2）の方法のいずれかを選択することができます。なお、I-1又はI-2の方法は、機構専門医になった方に該当するものになりますので、「学会専門医」の方の特別な理由のために専門医の更新ができない場合の対応は後述をご確認下さい。

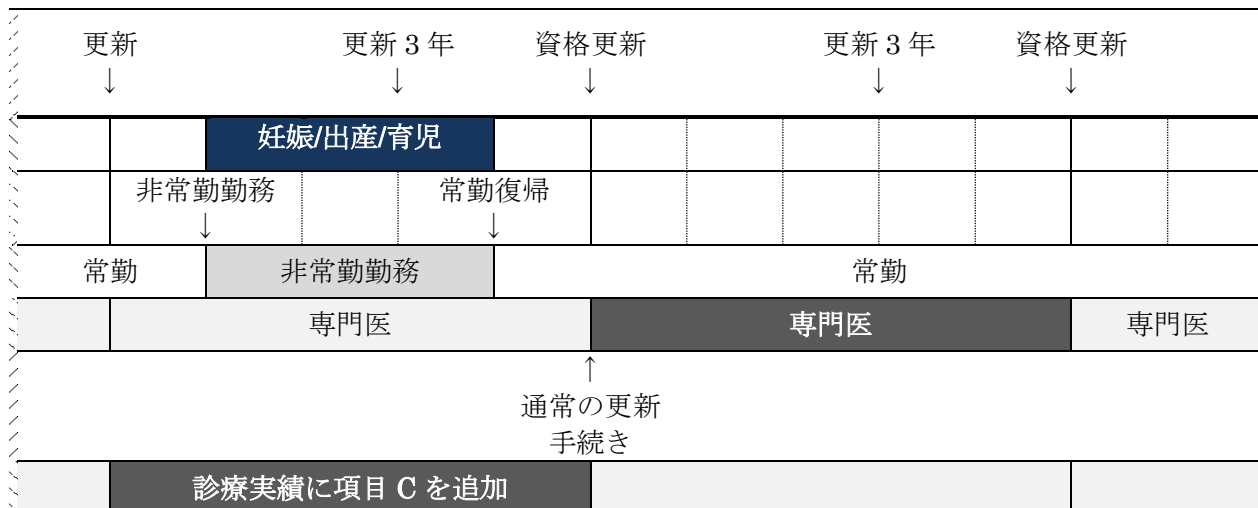
I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合：

活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、機構認定専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。休止期間は年単位となります。1年を満たさない休止期間（数ヵ月）は原則的には切り捨てとなりますのでご注意ください。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受けます。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の単位を取得して次の専門医資格を更新します。



I-2. 専門医としての診療活動を定期的にはできないが自己学習などが継続できる場合：

専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができませんが、専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合、次回更新時に機構認定専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、診療実績の項目Cをもって領域の定める診療実績の不足分を補うことができます。



形成外科領域においては専門医認定における筆記試験を受験し、その成績に応じて不足単位分を補うことを項目 C とします。不足単位数ごとに必要な成績については、別途定めるものとします。

II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記委員会に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後 1 年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。(失効後復活までの期間は専門医ではない。)

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

上記、活動休止申請書及び活動休止終了申請書はホームページよりダウンロードが可能です。随時受け付けておりますので、活動休止される際に必ず申請書をご提出頂けますようお願い致します。

■活動休止申請書・活動休止終了申請書

http://www.jsprs.or.jp/member/application_forms/#title04

★「学会専門医」の方が、海外留学や病気、出産、育児、その他やむを得ない理由で専門医資格更新の留保を希望する際は、書類提出の際に「専門医資格更新審査留保依頼書」を提出して下さい。更新年度に過去 5 年のうち休止していた期間があれば、その期間を専門医資格更新審査留保依頼書に記載の上、専門医生涯教育委員会宛にお送りください。その理由を証明する書類の添付が必要です。なお、出産、育児に関しては、留保期限は原則 1 年間とします。

留保依頼書は随時ではなく、専門医更新書類提出期間と同じです。

■留保申請者及び専門医資格停止者(未提出、更新が承認されなかった方)の資格更新について

A. 留保申請者の更新申請について

例：【2012 年 4 月 1 日に専門医更新】2012 年 1 月 1 日～2016 年 12 月 31 日の 5 年間

→2013 年 1 月 1 日～2013 年 12 月 31 日病気療養

2016 年

2012 年	2013 年 【療養】	2014 年	2015 年	2016 年 11 月申請書類 到着	
--------	----------------	--------	--------	--------------------------	--

↓ 書類提出期間までに【留保申請書】を提出

→専門医更新審査会にて承認

2017年

2012年	2013年 【療養】	2014年	2015年	2016年	2017年 11月申請書類 到着
-------	---------------	-------	-------	-------	------------------------

1年間の留保申請が承認されているので、2012年1月～2017年12月のうち、【留保申請期間】を除いた5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。

B. 専門医資格停止者（未提出、更新が承認されなかった方）の更新申請について

例：【2012年4月1日に専門医更新】2012年1月1日～2016年12月31日の5年間

2016年

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年 11月申請書類 到着	
-------	-------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間までに書類を提出

→未提出

→2017年4月1日より専門医資格停止

2017年

2012年 無効	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 11月申請書類 到着
-------------	-------	-------	-------	-------	------------------------

直近の5年間の生涯教育基準点数を提出する必要があるため、2012年分の点数は無効となる。2013年1月～2017年12月の5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。